

公益社団法人益田市シルバー人材センター
会 員 会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人益田市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべ会費の年額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、2,800円とする。ただし、年度途中の入会者のうち10月以降の者にあつては1,400円とし、1月以降のものにあては免除する。
- (2) 特別会員の会費は、2,000円とする。ただし、年度途中の入会者のうち10月以降の者にあつては1,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は一口を1,000円とし、口数は1口以上とする。
- (4) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までにその年度分を一括して納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認をされた後、1月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。